

(独立行政法人経済産業研究所法の一部改正)
第一百六十八条 独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の一 研究所は、通則法第一条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第三条(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。

第三条第二項中「あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに」を削る。

第三条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

(独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正)

第六十九条 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第一百四号)の一部を次のように削る。

第三条の次に次の二条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 情報・研修館は、通則法第一条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条(見出しを含む)中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第二項中「あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに」を削る。

第十三条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第七十条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第一条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、「第六項を第五項」とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十六条第二項を削る。

第十九条第一項中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同条第一項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第二十一条第二号中「第五項又は第十六条第一項」を「第四項又は第十六条」に改める。

第二十二条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

附則第七条第二項中「あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに」を削る。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第七十七条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号)の一部を次のように改める。

第三条の次に次の二条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第一条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条(見出しを含む)中「役員」を「副理事長及び理事」に改める。

第十条第二項中「独立行政法人産業技術総合研究所法」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第四条を次のように改める。

(国立研究開発法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条(見出しを含む)中「役員」を「副理事長及び理事」に改める。

第十条第二項中「独立行政法人産業技術総合研究所法」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第四条を次のように改める。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第一百七十二条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第一百四号)の一部を次のように改める。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第一百七十三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第一百四号)の一部を次のように改める。

第三条の見出しを(行政執行法人)に改め、同条中「第一条第二項」を「第一条第四項」に、「定期独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

(理事長及び理事の任期等)

第九条(通則法第二十二条の三第一項の個別法で定める期間は、一年とする。)

2 理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「通則法第二十九条第一項第一号」に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに」を削る。

第十三条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第一百七十二条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改めて改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第一条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、「第六項を第五項」とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十六条第二項を削る。

第十九条第一項中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同条第一項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第二十二条中「主務省」及び「経済産業省」を削る。

附則第七条第二項中「あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに」を削る。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第七十七条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号)の一部を次のように改める。

第三条の次に次の二条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第一条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十二条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第十四条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第十五条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第十六条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第十七条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第十八条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第十九条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十一条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十二条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十三条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十四条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十五条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十六条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十七条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十八条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第二十九条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十一条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十二条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十三条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十四条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十五条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十六条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十七条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十八条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第三十九条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第四十条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第四十一条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。